

議案第 63 号

松阪市営若者定住住宅条例及び松阪市営農林業就業者住宅条例の一部改正について

松阪市営若者定住住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 216 号）及び松阪市営農林業就業者住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 5 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市営若者定住住宅条例及び松阪市営農林業就業者住宅条例の一部を改正する条例

（松阪市営若者定住住宅条例の一部改正）

第 1 条 松阪市営若者定住住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 216 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の入居者の公募を行ったにもかかわらず、申込者がいない場合には、再公募を行うことができるものとする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前条第 3 項の再公募において住宅に入居することができる者の資格は、前項（第 3 号及び第 4 号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第 5 号中「40 歳以下」とあるのは「65 歳未満」と読み替えるものとする。

第 6 条第 1 項中「第 4 条」の次に「第 1 項」を、「各号」の次に「又は同条第 2 項において準用する同条第 1 項各号」を加え、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、第 3 条第 3 項の再公募を行った場合においては、第 4 条第 1 項に該当する者は、同条第 2 項において準用する同条第 1 項各号に該当する者より優先する。

（松阪市営農林業就業者住宅条例の一部改正）

第 2 条 松阪市営農林業就業者住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の入居者の公募を行ったにもかかわらず、申込者がいない場合には、再公募を行うことができるものとする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前条第 3 項の再公募において住宅に入居することができる者の資格は、前項（第 4 号及び第 5 号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第 6 号中「40 歳以下」とあるのは「65 歳未満」と読み替えるものとする。

第6条第1項中「第4条」の次に「第1項」を、「各号」の次に「又は同条第2項において準用する同条第1項各号」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第3条第3項の再公募を行った場合においては、第4条第1項に該当する者は、同条第2項において準用する同条第1項各号に該当する者より優先する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。